# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名		
19	筑紫野市	母子保健に関する事務	基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

筑紫野市は、母子保健事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

福岡県 筑紫野市長

#### 公表日

令和7年3月31日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	取り扱う事務
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要 (2)	筑紫野市では、母子保健法および予防接種法に基づき、住民を対象に各健(検)診及び予防接種の健 (検)診の実施並びに通知書の発送・健診結果の管理に関する事務を行う。 具体的には、 ①母子保健法に基づき、乳幼児健診および乳幼児歯科健診などの健診受診対象者に対する通知書発 行 ②予防接種法に基づき、麻しん風しん及び水痘などの予防接種対象者に対する通知書発行 ③各健(検)診および予防接種の健(検)診結果および予防接種結果の蓄積 ②各健(検)診および予防接種の生母診、主接預者の地場お上び通知書発行
③システムの名称	1. 健康かるて 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)母子保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表10,70,121の項
4. 情報提供ネットワークシン	ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [ 実施する ] 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者の根拠)が「市町村長」の項のうち、次に掲げる項:42、80、95、125の項 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者の根拠)が「市町村長」の項のうち、次に掲げる項:27、28、29、95、96の項
5. 評価実施機関における	<b>国当部署</b>
①部署	筑紫野市こども部こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・記	J正·利用停止請求
請求先	郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 総務部 総務課 法務担当
8. 特定個人情報ファイルの	取扱いに関する問合せ
連絡先	郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092ー923ー1111(代表) 筑紫野市 こども部 こども家庭課
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か		12年3月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
	いつ時点の計数か		12年3月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		]	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

# Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

#### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
[ 基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ	重点項目評価	書又は全項目評価書において、リスク	7対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワークシス	テムを通じた	入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	죠(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。) [	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
			, ,,,,_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業			[ ]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報を取り扱う際には、複数人での確認を徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられ						

9. 監査							
実施の有無	[ O ] 自己点検	[〇] 内部監査	[ ] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]全	項目評価又は重点項目評価を実施	する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策    <選択肢>   目的外の入手が行われるリスクへの対策   2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策   3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策   4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策   5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)   6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策   7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策   9)従業者に対する教育・啓発						
当該対策は十分か【再掲】		]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	等による厳格なアクセス権限1	F、適切な管理を行って 度更新も実施している	ているPCへのアクセスは、パスワード、タ いる。アクセス権限は最小限とし、異動st。以上のことから、権限のない者によって	等によるア			

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月1日	I -1 -3	1. Acrocity健康管理	1. 健康かるて	事前	
令和1年6月28日	様式	平成29年5月 様式2	平成31年1月 様式2	事後	
令和1年6月28日	I-5 ②所属長	子育て支援課長 嘉村 千穂	子育て支援課長	事後	
令和1年6月28日	Ī-7 請求先	筑紫野市二日市西1丁目1番1号	筑紫野市石崎一丁目1番1号	事後	
令和1年6月28日	I -8 連絡先	郵便番号 818-0013 筑紫野市岡田3丁目11番地1 092-920	郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1	事後	
令和2年3月19日	公表日	2019/6/28	2020/3/19	事後	
令和2年3月19日	I-4-② 法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者の根拠)が「市町村長」の項	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者の根拠)が「市町村長」の項	事前	
<b>△</b> 110/10 □ 10 □	Ⅱ-1 対象人数の係数	2018/3/1	2020/3/1	事後	
△和2年2月10日	Ⅱ-2 取扱者数の係数	2018/3/1	2020/3/1	事後	
令和7年1月15日	I -5 ①部署	筑紫野市健康福祉部子育て支援課	筑紫野市こども部こども家庭課	事後	
令和7年1月15日	I-5 ②所属長の役職名	子育て支援課長	こども家庭課長	事後	
令和7年1月15日	I-8 連絡先	郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1 111(代表) 筑紫野市 健康福祉部 子育て支援課 母子児 童担当	郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1 111(代表) 筑紫野市 こども部 こども家庭課	事後	
令和7年1月15日	Ⅱ-1 対象人数	2020/3/1	2025/1/1	事後	
△和7年1月15日	Ⅱ-2 取扱者数	2020/3/1	2025/1/1	事後	
令和7年3月7日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76 の項	番号法第9条第1項 別表10,70,121の項		
令和7年3月7日	I-4 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者の根拠)が「市町村長」の項 のうち、次に掲げる項: 26、56の2、69の2、8 7の項 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者の根拠)が「市町村長」の項 のうち、次に掲げる項: 17、18、19、69の2、7	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者の根拠)が「市町村長」の項 のうち、次に掲げる項: 42、80、95、125の項 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者の根拠)が「市町村長」の項 のうち、次に掲げる項: 27、28、29、95、96の項	事後	